

1. 件名：地下水ドレンの要停止位置（設定値）の変更及びメガフロートの管理対象区域設定にかかる面談
2. 日時：令和4年10月31日（月）11時00分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、正岡企画調査官、佐藤室長補佐、新井安全審査官、横山係長、高木係長、塩唐松係長

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、資料に基づき、令和4年10月21日実施の定例会の「地下水ドレン要停止位置（設定値）の変更について（補足）」に係る追加説明が、また平成31年4月に実施計画の変更認可を受けたメガフロート津波等リスク低減工事が完了したことに伴う管理対象区域設定に係る説明がなされた。
  - 地下水ドレンの要停止位置（設定値）の変更
    - ✓ 『地下水ドレンの水位設定』を設定した根拠データについて
    - ✓ 地下水ドレンの水位設定について
    - ✓ 汚染拡大防止と地下水位に関する考え方について
  - メガフロートの管理対象区域設定
    - ✓ 変更内容
    - ✓ 実施計画変更の背景
    - ✓ 講ずべき事項への該当の有無について
    - ✓ 変更箇所比較資料
- 原子力規制庁は、上記説明内容について事実関係を確認するとともに、以下のとおりコメントした。
  - 地下水ドレンの要停止位置（設定値）の変更については、当該設備が有する実施計画上の安全機能を確認したうえで、その取り扱いを伝えることとする。
  - メガフロートの管理対象区域設定については、メガフロートを物揚場へ転用する際の埋め立てに関する関係機関の許認可時期と、本実施計画の変更認可を希望する時期との関係を整理して説明すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

資料：

- 『1. 地下水ドレンの水位設定』を設定した根拠データ
- メガフロートの管理対象区域設定に伴う実施計画Ⅱ、Ⅲの変更について

参考：[令和4年10月21日福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会資料](#)

以上